

2023年 5月

自己託送に係るお手続きについて

東京電力パワーグリッド株式会社
ネットワークサービスセンター



自己託送に係るお手続きについて

<目次>

自己託送について	3
電力小売託送サービスの種類	4
自己託送に必要なお手続きの概要	5～6
基本契約のお申込み方法および申込時期	7
【自己託送の契約の要件】	
・自己託送の契約の要件①（非電気事業用電気工作物）	8
・自己託送の契約の要件②（自己もしくは密接関係性）	9～11
（参考）電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法，会社法	12
・自己託送の契約の要件③（計画値同時同量の達成）	13
（事前準備）広域機関システム関連	14
お手続きの流れ（全体）	15
【お手続きのご説明】	
・お手続きのご説明（接続供給）	16
申込書記入例（接続供給，同意書）	17



自己託送に係るお手続きについて

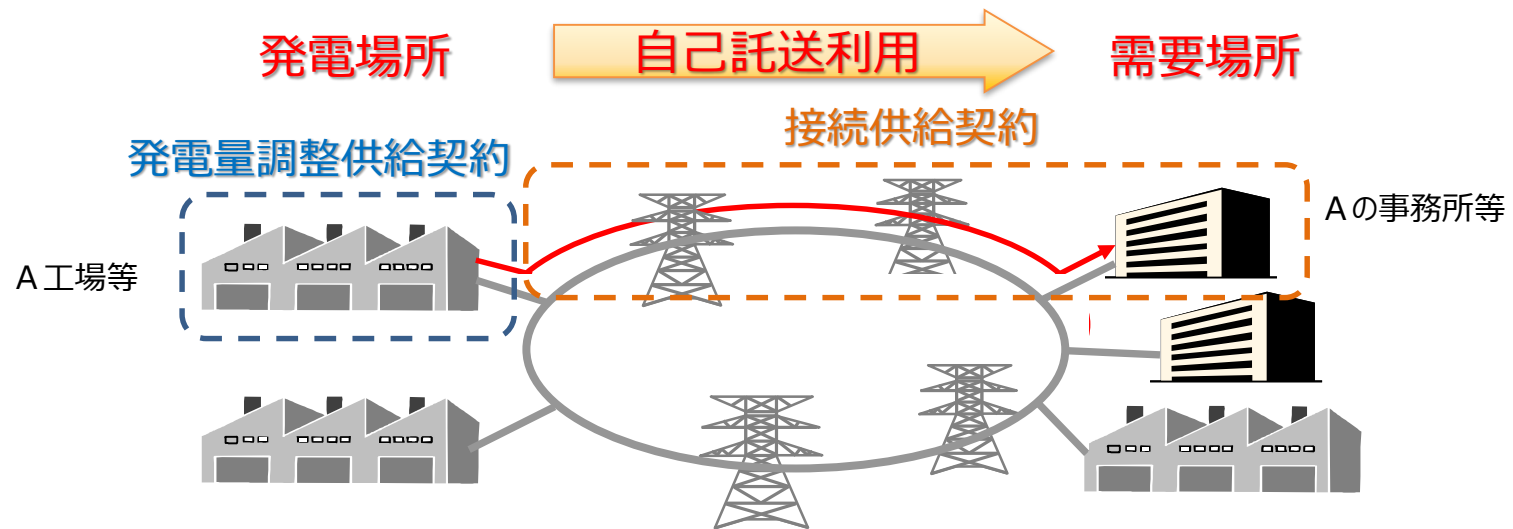
・お手続きのご説明（振替供給）	18
申込書記入例（振替供給）	19
・お手続きのご説明（発電量調整供給）	20
申込書記入例（発電量調整供給, 同意書）	21
承諾書の提出省略について	22
託送関連データ提供システム利用申請書	23～24
【参考】	
需要場所へ自己託送と小売電気事業者で供給する場合について	26～27
自己託送にかかる料金等について	28
太陽光発電等のみによる自己託送について（計画値同時同量）	29
その他（留意事項等）	30
参考リンク	31
要件別の問合せ一覧について	32



自己託送について

自己託送とは、自家用電気工作物を設置する者が、当該自家用電気工作物を用いて発電した電気を一般送配電事業者が維持し、及び運用する送配電ネットワークを介して、当該自家用電気工作物を設置する者の別の場所にある事務所等の一部または全部の電気を送電する際に、当該一般送配電事業者が提供する送電サービス（接続供給サービス、発電量調整供給サービス、振替供給サービス）をいいます。

※自己託送制度については、31頁の資源エネルギー庁HP「自己託送制度及び自己託送に係る指針について」のリンクをご参照願います。



- ✓ 当社エリアの工場等からの余剰電力を、他電力エリアへも託送可能です。
（日本卸電力取引所の取引会員である必要がございます。）
- ✓ 当社エリアのみで自己託送を行う場合であっても、他電力エリアの一般送配電事業者と振替供給兼基本契約の締結が必要となります。
- ✓ 密接関係性のある複数の需要場所へ自己託送を行う場合等は、特定供給の許可が必要となる場合がございます。
※密接関係性・特定供給の許可要否の詳細につきましては、本資料9頁～11頁および「自己託送に係る指針」（令和5年4月1日 経済産業省）をご参照願います。



電力小売託送サービスの種類

接続供給サービス

小売電気事業者等が、発電・調達（振替供給サービスで受け取られた電気を含む）した電気を一般送配電事業者がいったん受け取り、送配電ネットワークを通じて、同時に別の場所の同じ小売電気事業者等にお届けすることをいいます。なお、需要量の変化により供給量が不足した際に、その不足する電気を補給することも含みます。

振替供給サービス

当社が、当社の供給設備（当社が使用权を有する設備を含みます。）により、当社と振替供給の契約をされた方（契約者）から当社供給地域以外の自社または小売電気事業の用に供するための電気を受電し、同時に、その受電した場所以外の会社間連系点において、当該契約者に、その受電した電気の量に相当する量の電気を供給するサービスです。

発電量調整供給サービス

発電事業者等が発電した上記の接続供給サービスに係る電気を当社が受け取り、送配電ネットワークを通じて、同時に発電契約者にあらかじめ申し出ていただいた量の電気を供給することをいいます。なお出力変動等により発電量が不足した際に、その不足した電気の量を補給することも含みます。



自己託送に必要なとなるお手続きの概要

○締結が必要な契約書等一覧（初回申込み時）

【接続供給】

- 接続供給兼基本契約書
- 接続供給兼基本契約に関する覚書
- 臨時接続送電サービス工事費支払いにかかる覚書
- 計量器交換にかかる覚書
- 連絡体制に関する確認書

【振替供給】

- 振替供給兼基本契約書
- 振替供給兼基本契約に関する覚書

【発電量調整供給】

- 発電量調整供給兼基本契約書
- 低圧記録型計量器以外の計量器の受電地点における受電電力量の算定に関する覚書
- 連絡体制に関する確認書

<参考>

[託送供給等約款 17 契約書の作成]

当社は、契約者、発電契約者または需要抑制契約者との間で、原則として託送供給または電力量調整供給の開始前に、託送供給または電力量調整供給に関する必要な事項について、契約書を作成いたします。



自己託送に必要なお手続きの概要

各種送電サービス（接続供給，振替供給，発電量調整供給）のご利用に際して，各種託送契約における基本契約のお申込みを行っていただきます。

なお，各種契約の締結にあたり，自己託送における契約の要件（※1）を満たしていただく必要があることから，お申込み前に「自己託送開始に向けた事前確認事項について（契約の要件等確認フォーマット）」（※2）を提出いただきますようお願いいたします。

（※1）自己託送における契約の要件につきましては，8～13頁を参照願います。

（※2）当社HP「電力小売託送サービス」より様式をダウンロードのうえ，必要事項をご記入ください。

○「自己託送開始に向けた事前確認事項について」の提出先

担当部署：託送契約グループ

メールアドレス：nsc-keiyaku@tepcoco.jp

- ▶ 基本契約のお申込みの他，需要地点，発電地点のお申込み，発電設備の接続検討お申込み（新設の場合等）が必要です。
- ▶ 需要地点お申込みの詳細に関しましては，31頁の「需要側申込み概要」のリンクをご参照いただき，ご不明点等ございましたら需要地点の電圧に応じて以下のグループへお問合せください。
<低圧：低圧受付第一グループ 高圧以上：高圧受付グループ>
- ▶ 発電設備の接続検討や発電地点のお申込みの詳細に関しましては，31頁の「発電側申込み概要」のリンクを参照いただき，ご不明点等ございましたら，発電地点の電圧に応じて以下のグループへお問合せください。
<低圧：低圧連系・卸業務グループ 高圧：高圧連系グループ 特別高圧：特高連系グループ>
- ▶ 各グループの連絡先は，32頁をご参照ください。



基本契約のお申込み方法および申込時期

原則として供給開始希望日の2か月前まで^(※)に、ネットワークサービスセンター託送契約グループまで申込書類を郵送願います。

(※) お申込みに先立って、事前に「自己託送開始に向けた事前確認事項について（契約の要件等確認フォーマット）」の提出をお願いしております。そのため、上記事前確認の期間も考慮いたしますと、**契約締結までに2か月以上の期間を要することとなります**ので、自己託送開始をご希望の場合には、お早めに弊社までご連絡いただきますようお願いいたします。

○申込書類の詳細

- 【接続供給】 ・接続供給兼基本契約申込書^{※1}
・承諾書の提出省略の取扱いに関する同意書^{※2}
- 【振替供給】 ・振替供給兼基本契約申込書
- 【発電量調整供給】 ・発電量調整供給兼基本契約申込書^{※1}
・承諾書の提出省略の取扱いに関する同意書^{※2}
・自己託送に用いる発電設備の宣誓書
- 【その他必要書類】 ・ヒアリングシート（需要規模、電源調達方法等）
・口座振込依頼書
・託送関連データ提供システム利用申請書^{※3}

※1：基本契約申込については別紙は不要です。

※2：詳細は22頁をご参照ください。

※3：詳細は23～24頁をご参照ください。

<郵送先>

〒135-0016
東京都江東区東陽四丁目11番38号 J M Fビル東陽町01
東京電力パワーグリッド株式会社
ネットワークサービスセンター 託送契約グループ 宛
(口座振込依頼書は託送料金第二グループ 宛)

※申込書類一式の送付をご希望の場合は、託送契約グループまでお申し付けください。



自己託送の契約の要件①（非電気事業用電気工作物）

契約者同一の者である発電者の発電設備が電気事業法第2条第1項第5号ロに定める非電気事業用電気工作物（※）であること。

（※）電気事業の用に供する発電等用の電気工作物以外の発電用の電気工作物及び蓄電用の電気工作物のことをいいます。

○非電気事業用電気工作物について

- ✓ 非電気事業用電気工作物であることを確認するため、「自己託送に用いる発電設備の宣誓書」をご提出いただきます。
- ✓ 当宣誓書に自己託送に用いる全発電設備の発電所名と住所をご記入いただき、別紙として発電側申込資料を添付していただきます。
- ✓ 当宣誓書の様式は当社でご用意しております。

＜自己託送に用いる発電設備の宣誓書＞

	年 月 日
東京電力パワーグリッド株式会社 パワーグリッドサービス部 ネットワークサービスセンター所長 〇〇 〇〇 殿	〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇
自己託送に用いる発電設備の宣誓書	
<p>当社は、以下の発電設備が電気事業法第2条第1項第5号ロに定める非電気事業用電気工作物であることを宣誓いたします。</p>	
<p>【自己託送に用いる発電設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電場所1：〇〇〇発電所（住所の記載） ・発電場所2：〇〇〇発電所（住所の記載） ・発電場所3：〇〇〇発電所（住所の記載） 	
<p><添付資料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・別紙 発電側申込資料 	
以上	



自己託送の契約の要件②（自己もしくは密接関係性）

- 発電者が発電契約者（＝自己託送を利用できる者）と**同一の者**、または当該発電契約者と電気事業法第2条第1項第5号ロの経済産業省令で定める**密接な関係を有する者**であること。
- 発電契約者と同一の者でない需要者の需要に応じるための送電を行う場合は、当該需要者が発電契約者と経済産業省令で定める**密接な関係を有する者**であること。

○自己託送を利用することができる者の範囲について

現行の電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）では、いわゆる**自己託送を利用することができる者とは**、第2条第1項第5号ロにおける、「**電気事業の用に供する発電等用電気工作物以外の発電用の電気工作物及び蓄電用の電気工作物（以下このロにおいて「非電気事業用電気工作物」という。）を維持し、及び運用する者**」のことである。

当該者は自己託送を利用することで、当該者又は当該者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物を用いて発電又は放電した電気を、当該設備が設置された場所とは別の場所にある工場等に送電することが可能である。また、当該者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者の需要に応ずるための送電を行うことも可能とされている。

電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「施行規則」という。）において、上記の「経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物」と「経済産業省令で定める密接な関係を有する者の需要」が、それぞれ施行規則第2条及び第3条第1項で以下のとおり規定されている。

※経済産業省「自己託送に係る指針（令和5年4月1日）」より抜粋



自己託送の契約の要件②（自己もしくは密接関係性）

○電気事業法施行規則（密接な関係）

第二条 法第二条第一項第五号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 生産工程における関係、資本関係、人的関係等を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物
- 二 取引等（前号の生産工程における関係を除く。）により一の企業に準ずる関係を有し、かつ、その関係が長期にわたり継続することが見込まれる者が設置する非電気事業用電気工作物
- 三 共同して設立した組合（長期にわたり存続することが見込まれるものであって、当該組合の組合契約書において次に掲げる事項を定めている場合に限る。）の組合員である者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第三項に規定する再生可能エネルギー発電設備（同条第五項に規定する認定発電設備を除く。）その他原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品以外のエネルギー源を電気に変換する設備及びその付属設備であって、当該組合の組合員の需要に応ずるための専用の設備として新たに設置するものに限る。この号及び法条第一項第三号において同じ。）
 - イ 非電気事業用電気工作物の発電又は放電に係る電気の供給に係る料金（当該料金の額の算出方法を含む）
 - ロ 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担に関する事項

第三条 法第二条第一項第五号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者の需要は、一の需要場所ごとに次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 生産工程における関係、資本関係、人的関係等を有する者の特定規模需要
 - 二 取引等（前号の生産工程における関係を除く。）により一の企業に準ずる関係を有し、かつ、その関係が長期にわたり継続することが見込まれる者の需要
 - 三 共同して設立した組合（長期にわたり存続することが見込まれるものであって、当該組合の組合契約書において次に掲げる事項を定めている場合に限る。）の組合員である者の需要
 - イ 非電気事業用電気工作物の発電又は放電に係る電気の供給に係る料金（当該料金の額の算出方法を含む。）
 - ロ 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担に関する事項
- 2 前項の「一の需要場所」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、前項第三号に掲げる需要に該当する場合にあっては、第一号から第三号までのいずれかに該当するものとする。
- 3 （略）

※経済産業省「自己託送に係る指針（令和5年4月1日）」より抜粋

自己託送の契約の要件②（自己もしくは密接関係性）

○密接な関係の詳細

- (1) 生産工程において原材料、製品等の受渡しがあって、それを第三者との受渡しに代替することが困難であること。
- (2) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社（以下この（2）において単に「子会社」という。）と同条第4号に規定する親会社（以下この（2）において単に「親会社」という。）の関係、親会社の子会社と当該親会社の子会社の関係その他これらに準ずる関係があると判断されること。
- (3) 人的関係として、一方の者から他方の者に対して過半数の役員の派遣がなされていること。
- (4) 上記（1）から（3）までに照らして生産工程、資本関係、人的関係それぞれ単独では密接な関係としては不十分であっても、複数を合わせて見ることによって密接な関係があると判断されること。
- (5) 一方の者から他方の者に対して、当該他方の者が行う事業に必要な当該一方の者以外の第三者への代替が困難な原材料、製品、役務等の提供が長期にわたり継続的に行われていることにより、当該一方の者と当該他方の者の間において社会通念上一つの企業とみなし得る関係が存在すると判断されること。
- (6) 供給者と相手方が共同して組合を設立する場合であって次に掲げる要件に全て該当する場合
 - ① 当該組合の組合契約書において、当該組合が長期にわたり存続する旨が明らかになっていること。
 - ② 当該組合の組合員名簿等に当該供給者及び当該相手方の氏名又は名称が記載されていること。
 - ③ 当該組合契約書において電気料金の決定の方法及び当該供給者と当該相手方における送配電設備の工事費用の負担の方法が明らかになっていること、その内容が特定の組合員に対して不当な差別的取扱いをするものではないことが認められることその他組合契約書の内容等により当該供給者が当該相手方の利益を阻害するおそれがないと認められること。
 - ④ 当該組合の組合員が新設した、自ら維持し、及び運用する電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備（同条第5項に規定する認定発電設備を除く。）その他原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品以外のエネルギー源を電気に変換する設備及びその付随設備による電気の取引であること。

※経済産業省「自己託送に係る指針（令和5年4月1日）」より抜粋



(参考) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法, 会社法

<電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法>

(定義) 第二条

- 3 この法律において「再生可能エネルギー発電設備」とは、再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその付属設備をいう
- 4 この法律において「再生可能エネルギー源」とは、次に掲げるエネルギー源をいう
- 一 太陽光
 - 二 風力
 - 三 水力
 - 四 地熱
 - 五 バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。第九条第四項及び第六項において同じ。）
 - 六 前各号に掲げるもののほか、原油、石油ガス、可燃性ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品以外のエネルギー源のうち、電気のエネルギー源として持続的に利用できると認められるものとして政令で定めるもの

※「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成二十三年法律第百八号）より抜粋

<会社法>

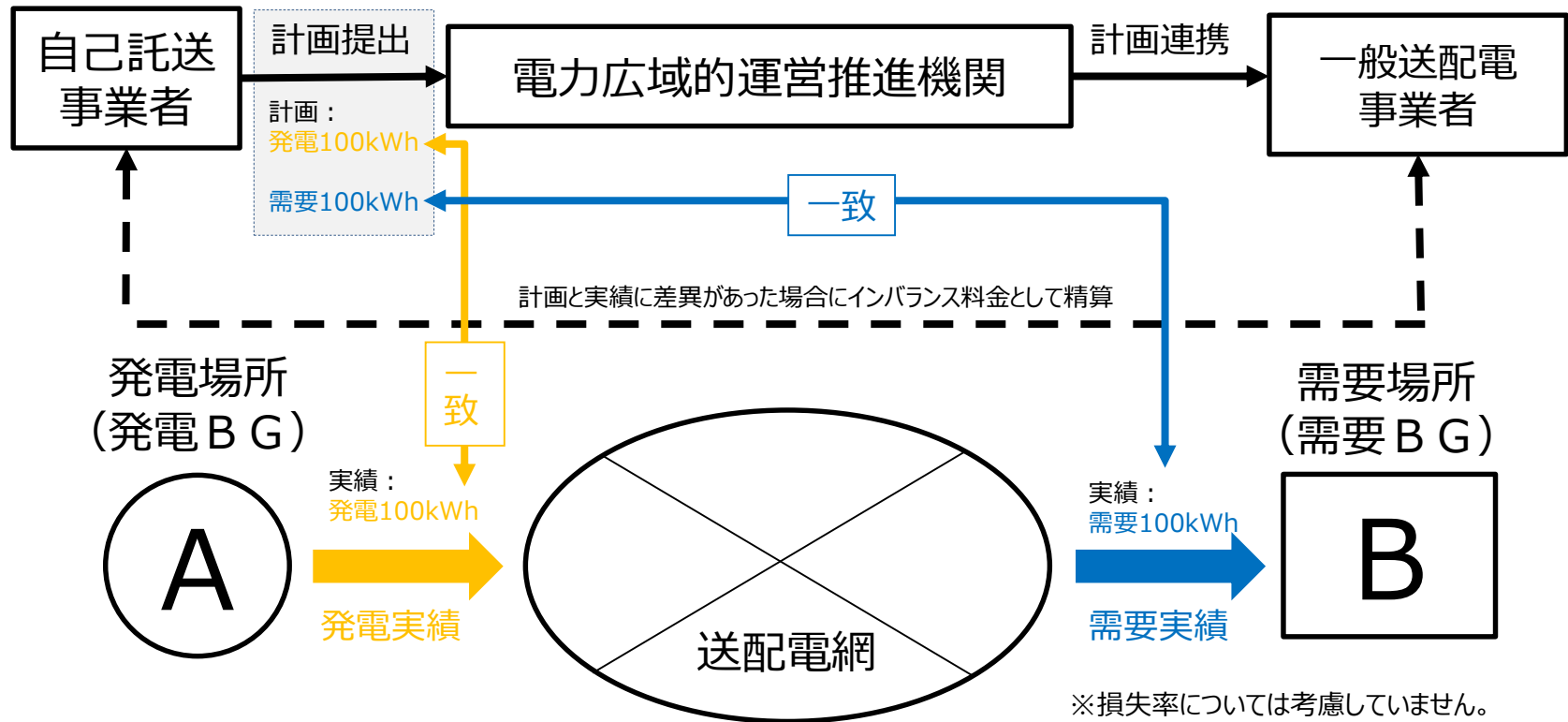
(定義) 第二条

- 三 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社はその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。
- 三の二 子会社等 次のいずれかに該当する者をいう。
- イ 子会社
 - ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの
- 四 親会社 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。
- 四の二 親会社等 次のいずれかに該当する者をいう。
- イ 親会社
 - ロ 株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの

※「会社法」（平成十七年法律第八十六号）より抜粋

自己託送の契約の要件③（計画値同時同量の達成）

- 一日を30分毎48コマに分け、1コマ毎に発電計画と需要計画を電力広域的運営推進機関（以下、広域機関）へご提出いただきます。
- 自己託送においても、1コマ毎に発電計画、発電実績、需要計画、需要実績のいずれも一致させていただくことが必要です。もし計画値と実績値の差異（インバランス）が生じると、発電側、需要側のそれぞれで当社とインバランス料金の精算（当社からご請求もしくはお支払い）が発生（※）いたします。
（※）著しいインバランスが発生しますと、当社の託送供給等約款に定める契約要件を満たさず、最終的には解約させていただく場合もございます。



(事前準備) 広域機関システム関連

- 「接続供給」、「発電量調整供給」のご利用には各種計画が必要となるため、お申込みにあたり自己託送用の事業者コード等の各種マスタのコード(*)を取得していただきます。各種マスタのコードを取得するには、クライアント証明書が必要となりますので、ご準備いただきますようお願いいたします。

(*) 小売電気事業者として既存の事業者コードおよびBGコードをご利用の場合も、別途自己託送用として各種マスタのコードが必要となります。

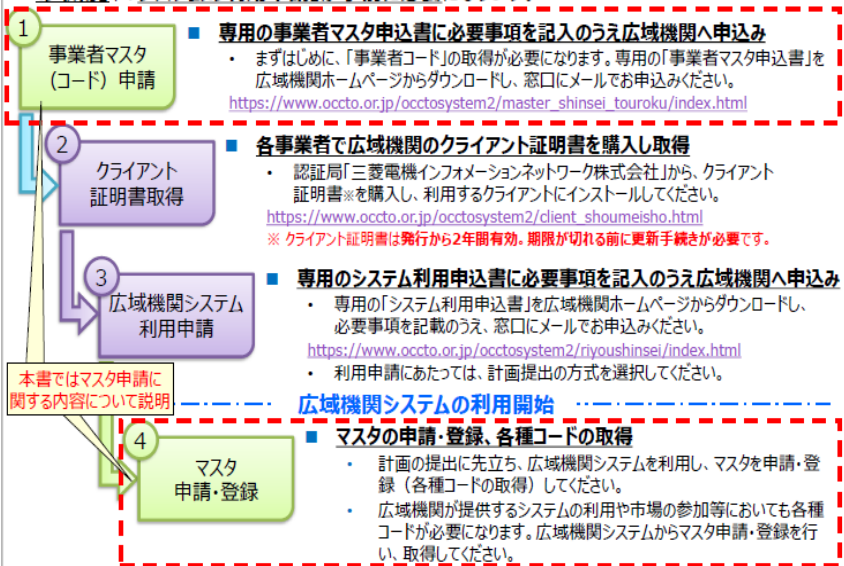
- 自己託送で連系線を利用する場合（エリアを跨いで供給する場合）には、特定託送コードの申請が必要となります。詳細につきましては、以下広域機関のリンクをご参照ください。

【広域機関HP】<https://www.occto.or.jp/occtosystem2/index.html> 自己託送を開始する方の手続き（スタートアップガイド）

2. マスタ申請・登録に関する一連の流れ

6

広域機関システムを利用したマスタ申請・登録（各種コードの取得）には、「クライアント証明書の取得」や「システムの利用申請」が事前に必要なとなります。



4. マスタの申請者および申請方法

8

4

マスタ
申請・登録

マスタ登録に関する申請者と申請方法については、以下のとおり。
事業者マスタの新規登録は、メールでの申請のみとなります。

#	マスタの種類	説明	申請者	申請方法			
				新規		変更・削除	
				メール	広域機関システム	メール	広域機関システム
1	事業者マスタ	事業者コードを取得するために必要なマスタ。自己託送等により1事業者が複数の事業者コードを所有する場合があります。	電気事業に係る者 ※1	○	-	- ※2	○
2	BGマスタ	各バラシングループの組成情報を登録するマスタ。	発電BG：発電契約者※3 需要BG：代表契約者	-	○	-	○
3	発電所マスタ	系統コードを取得するために必要なマスタ。バイオマス発電所等の場合、1発電所に複数の系統コードを割り当てられる場合があります。	発電事業に係る者 ・ 発電契約者 ・ 発電事業者 ・ 発電所の所有者	- ※2	○	- ※2	○
4	計画提出者マスタ	発電契約者を登録するマスタ。	発電契約者	-	○	-	○
5	需要調達計画マスタ	需要調達計画に記載するBGコード、取引先コードを紐付けるために必要なマスタ。	需要BGの代表契約者	-	○	-	○
6	発電販売計画マスタ	発電販売計画に記載するBGコード、系統コード、取引先コードを紐付けるために必要なマスタ。	発電契約者	-	○	-	○
7	需要抑制計画マスタ	需要抑制計画に記載するBGコード、取引先コードを紐付けるために必要なマスタ。	需要抑制契約者	-	○	-	○

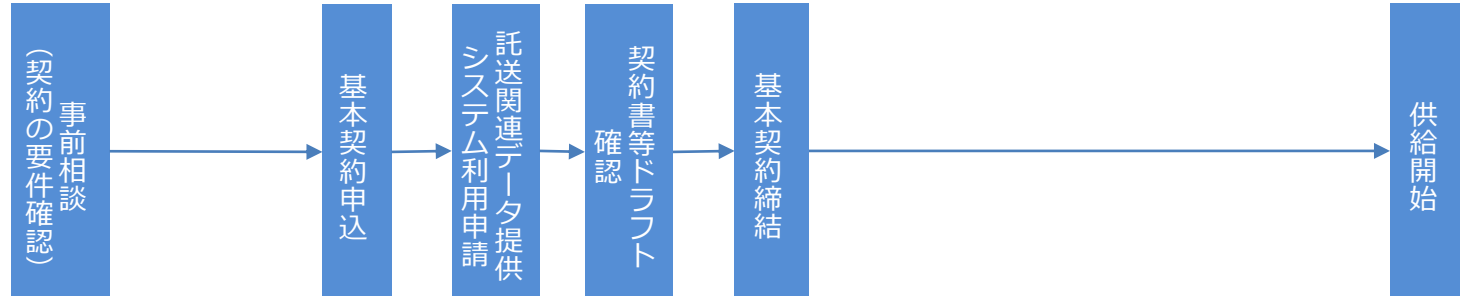
※1 広域機関の会員、自己託送を行う者、発電所の所有者、需要抑制契約者、容量市場や需給調整市場に参加するアグリゲータ等。
※2 計画提出が不要で広域機関システムを利用しない事業者等については、メールで申請してください。
※3 発電契約者以外の発電事業者や発電所の所有者もBGコードの取得は可能です。発電契約者と協議の上、申請ください。

出典：マスタの申請・登録の手引き (Ver.1.1) 2020年11月 電力広域的運営推進機関 運用部



お手続きの流れ (全体)

基本契約



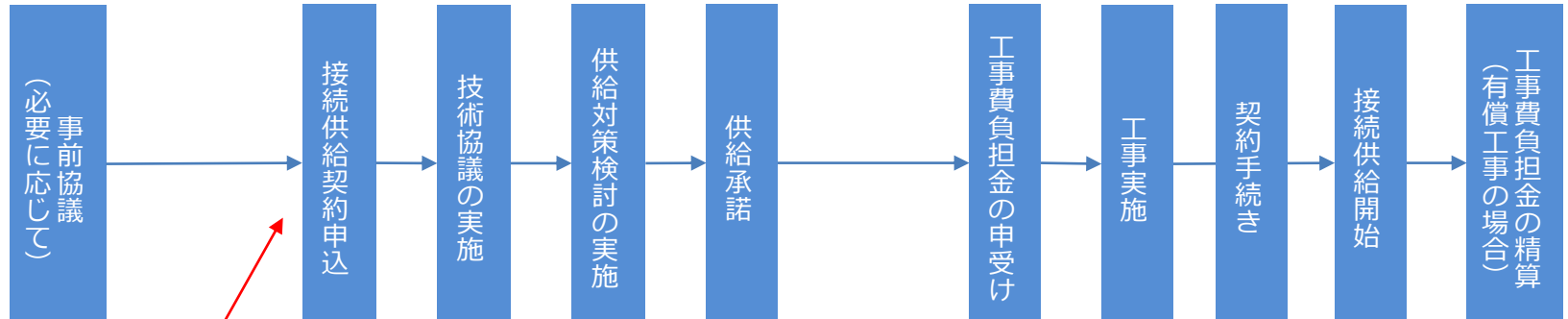
【確認事項】

- ・密接関係性
- ・計画値同時同量の達成等

※必須

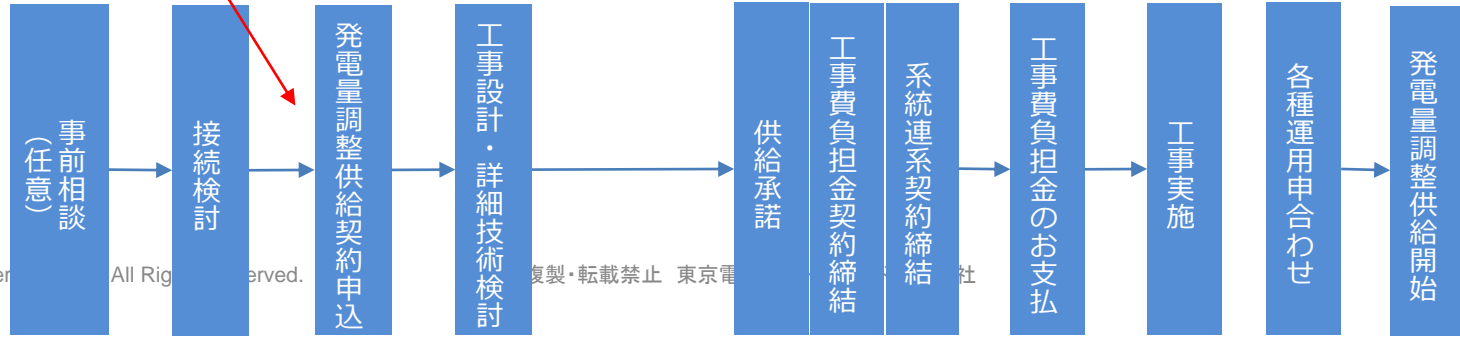
- ・事業者コード
- ・需要BGコード、発電BGコード
- ・計画提出者コード

需要側



※自己託送として申込
(初回は基本契約申込も必要)

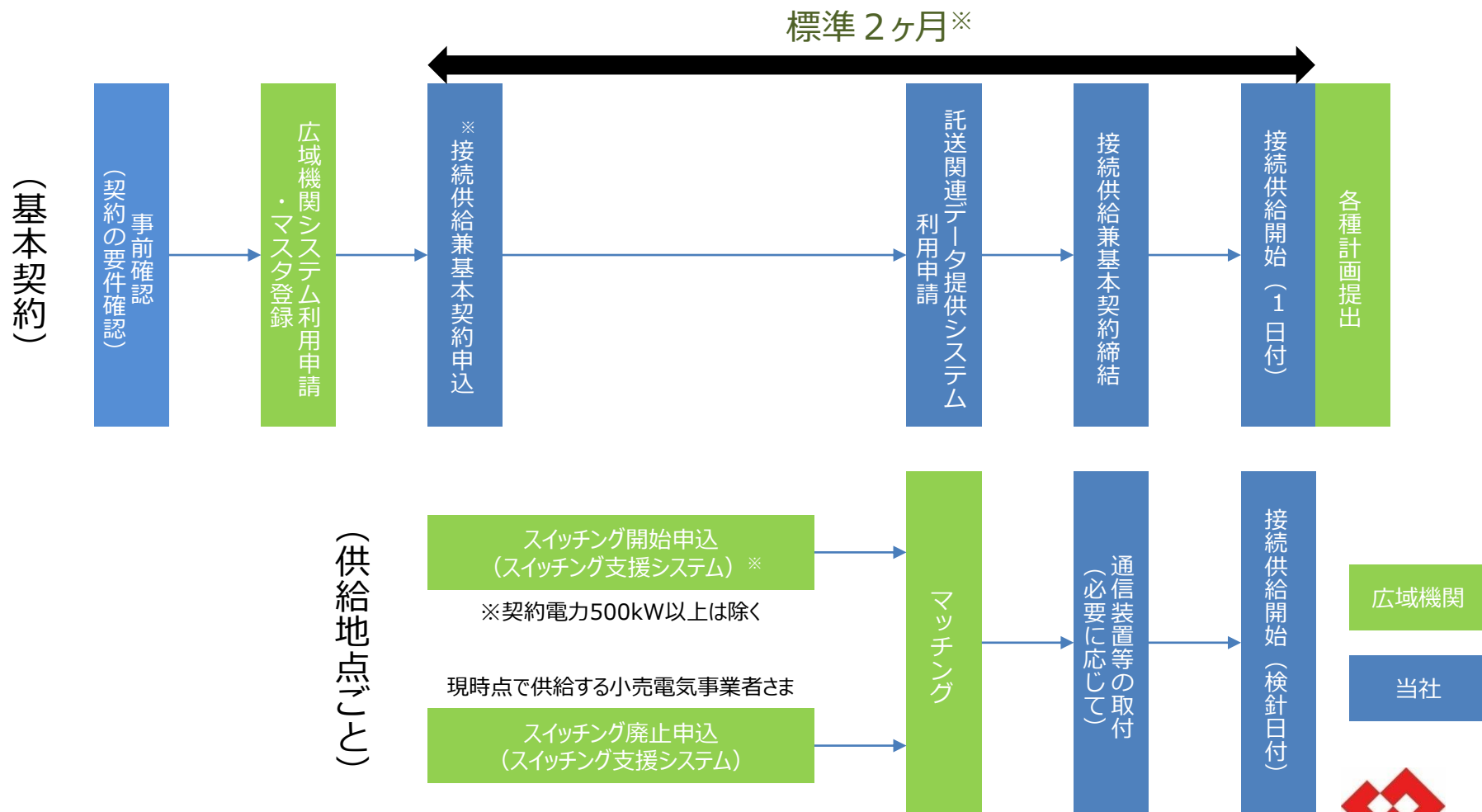
発電側



お手続きのご説明（接続供給）

自己託送における契約の要件確認後、「接続供給兼基本契約」のお申込みをいただき、新規に契約書および付随する覚書を締結します。

（基本契約のお申込の他に（需要側）供給地点ごとのお申込みが必要となります。）



申込書記入例（接続供給，同意書）

年 月 日

○印

接続供給兼基本契約申込書

接続供給等に関する契約について、貴社の託送供給等約款を承認のうえ、以下のとおり申込みます。
なお、表紙同時同量の経過措置を適用している場合で受電地点に関する申込みを行なうときは、受電側接続設計申込書および回答書内容を前提として申込みます。

1. 契約者等

契約者名	名称：○○電力株式会社 役職：代表取締役 氏名：○○ ○○ 住所：〒XXX-XXXX 東京都○○区○○一丁目○番○号
連絡者名	所属：電力事業部 氏名：○○ ○○ 住所：〒XXX-XXXX 東京都○○区○○一丁目○番○号 電話・FAX：03-XXXX-XXXX E-mail：XXXX@XXXX.co.jp

※丸印

※基本契約は各月1日付けでお願いしております

2. 申込内容

接続供給の開始希望日 20XX年○月○日

受電地点・供給地点ごとの事項

申込内容	申込件数	
	受電地点	供給地点
地点の追加	件	○ 件
契約受電電力または契約電力の変更	件	件
地点の削除	件	件
設備撤去	件	件
契約受電電力または契約電力の変更を伴わない設備変更	件	件
その他の変更	件	件

※供給開始月の見込み件数を記載してください

※自己託送と記載してください

特記事項 自己託送

本申込書を受理する一括送配事業者は、接続供給等の申込みおよび申込に際し、了済の情報を、託送供給等承認する旨の返信に添付いたします。

○○年○○月○○日

東京電力パワーグリッド株式会社
ネットワークサービスセンター所長 殿

○○電力株式会社
代表取締役 ○○ ○○ ○印

需要者の承諾書の提出省略の取り扱いに関する同意書

供給地点の追加申込時に需要者の承諾書の提出を省略するにあたり、下記の取り扱いについて、予め同意いたします。

- 弊社と需要者間で締結する電力需給契約書等において、「託送供給等約款における需要者に関する規定を、需要者が遵守すること」について規定されていること。
- 接続供給契約の実施に必要な需要者の情報を、御社が弊社に対し提供することを需要者が承諾していること。
- 弊社は、上記1および2について承諾を得た需要者側の担当窓口等に関する情報を、所定の様式により御社に報告すること。
- 御社が、1の証明として書面にて電力需給契約書等の提示を弊社に求めた場合には、弊社は御社に対し、当該供給地点の電力需給契約書等のうち、1の規定が確認できる箇所の写しを提出すること。
- 託送供給等約款の規定における需要者に関する事項の遵守について、不履行が認められた場合の責任は、弊社に帰属すること。

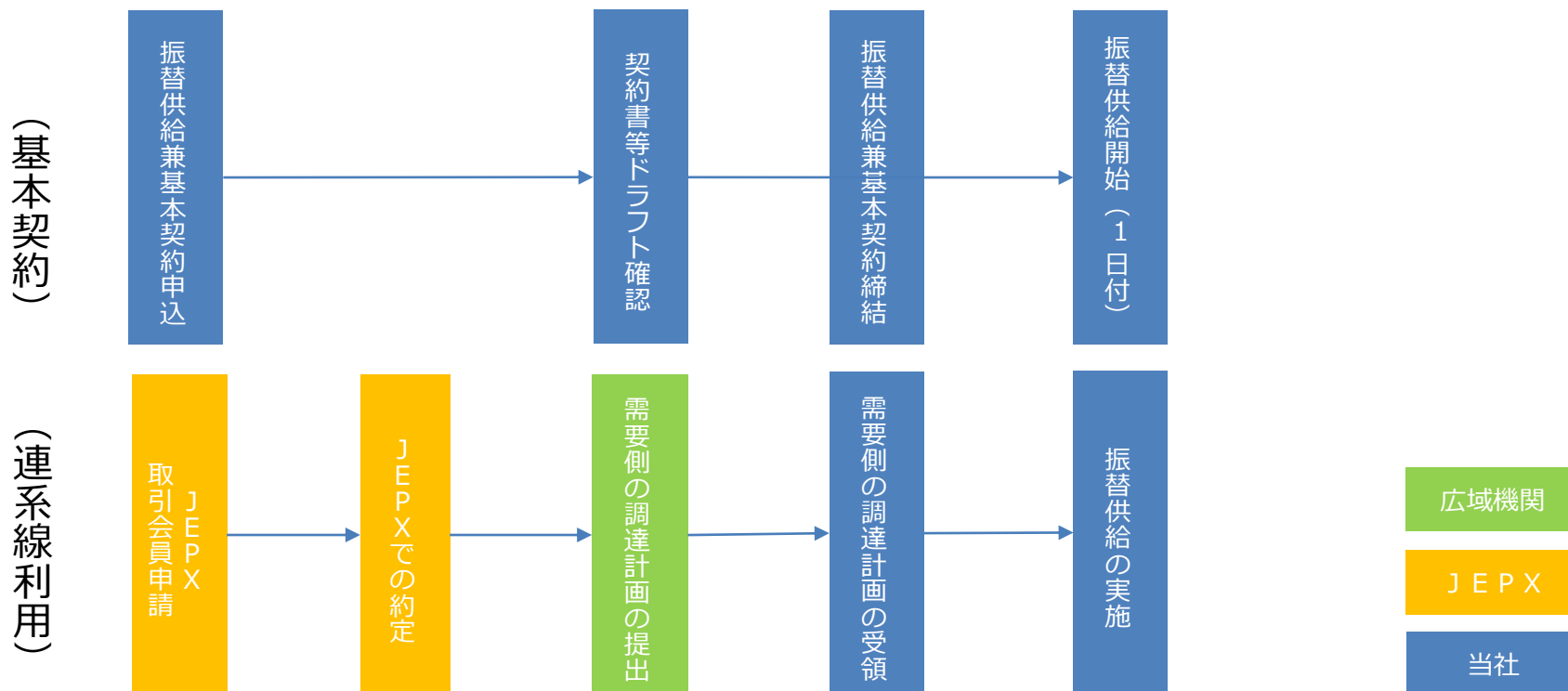
以上

赤枠内は必須項目です。グレーの部分は記載不要です



お手続きのご説明（振替供給）

「振替供給兼基本契約」のお申込みをいただいた後に、新規に契約を締結します。
 （沖縄を除く一般送配電事業者との振替供給契約の締結も必要となりますのでご留意願います。）



2018年10月1日より間接オークションが導入され、連系線利用計画が廃止となり、連系線を利用する場合、JEPXを介する形式へと変更されました。JEPXでの約定結果を、広域機関へ提出する需要側の調達計画に反映し、弊社がその計画を受領することで、振替供給が行われます。



申込書記入例（振替供給）

東京電力パワーグリッド株式会社 調申		年 月 日
振替供給兼基本契約申込書		
貴社の「託送供給等約款」を承認のうえ、以下のとおり申込まます。		
1. 契約者等		
契約者名	名称 : ○○電力株式会社 役職 : 代表取締役 氏名 : ○○ ○○ 住所 : 〒XXX-XXXX 東京都○○区○○一丁目○番○号	印
運送者名	所 属 : 電力事業部 氏名 : ○○ ○○ 住所 : 〒XXX-XXXX 東京都○○区○○一丁目○番○号 電話・FAX : 03-XXXX-XXXX E-mail : XXXX@XXXX.co.jp	
2. 申込内容		
振替供給の開始希望日	20XX 年 ○○ 月 ○○ 日	
振 動 内 容	<input type="checkbox"/> 新規申込 <input type="checkbox"/> 契約廃止 <input type="checkbox"/> その他変更	
特 記 事 項	自己託送	
<small>本申込書を受領する一般送配電事業者は、振替供給等の申込みおよび実施に際して得た情報を、託送供給等を実施する目的以外に使用いたしません。</small>		

※丸印

※基本契約は毎月1日付けでお願いしております

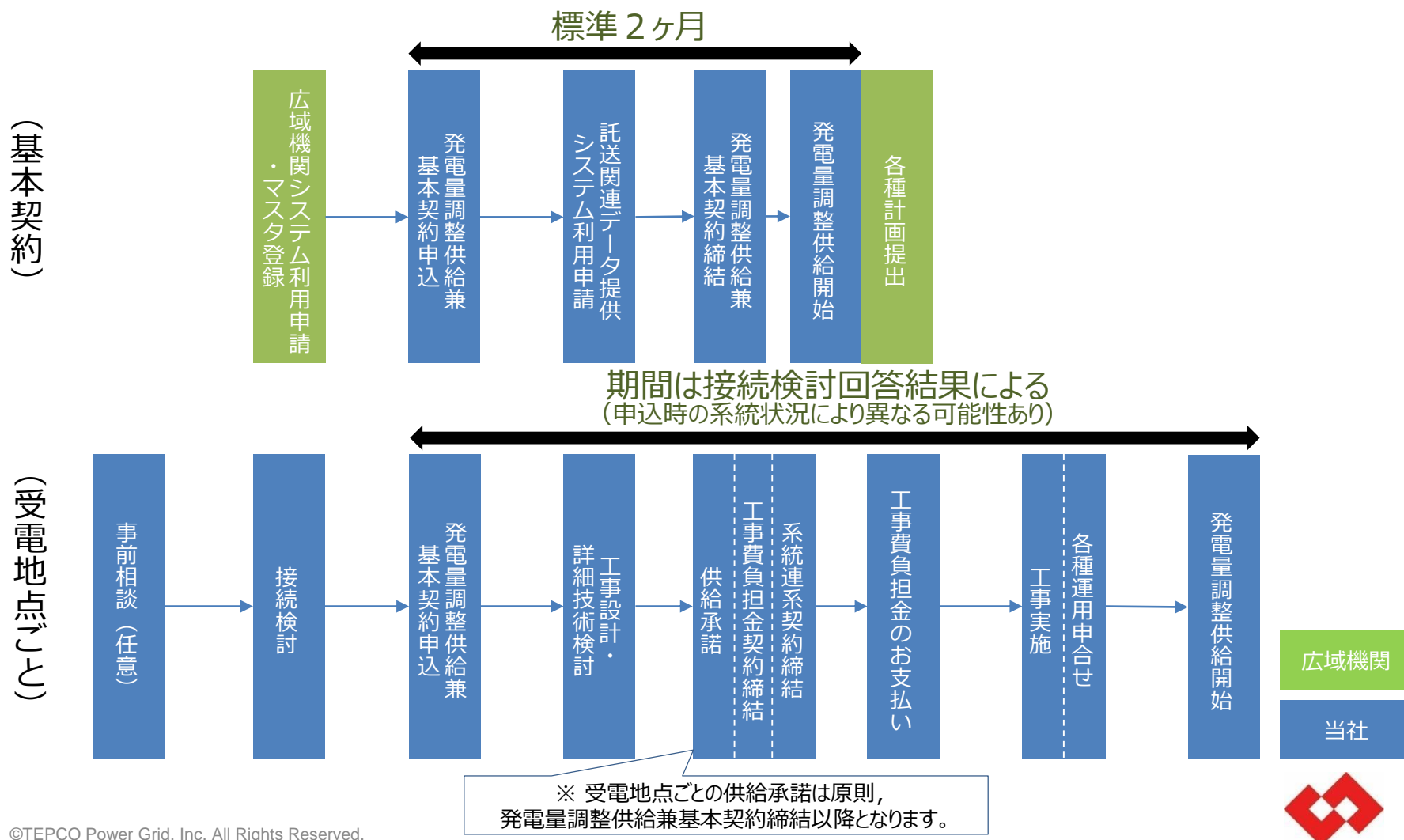
※自己託送と記載してください

赤枠内は必須項目です。



お手続きのご説明（発電量調整供給）

「発電量調整供給兼基本契約」のお申込みをいただいた後に、新規に契約および付随する覚書を締結します。
 （基本契約のお申込の他に、受電地点ごとの申込みが必要となります。発電側は接続検討申込（低圧は除く）も必要となります。）



申込書記入例（発電量調整供給，同意書）

様式FP2-20200803
年 月 日

申 込

発電量調整供給兼基本契約申込書

発電量調整供給等に関する契約について、貴社の託送供給等約款を承諾のうえ、以下のとおり申込みます。
なお、発電量調整供給申込書および回答書内容を前提として申込みます。

1. 発電契約者等

発電契約者名	名 称	〇〇電力株式会社
	役 職	代表取締役
連 絡 者 名	氏 名	〇〇 〇〇
	住 所	〒XXX-XXXX 東京都〇〇区〇〇一丁目〇番〇号
	所 属	電力事業部
[申込書内容と技術的内容 で異なる場合は記載をお願いします]	氏 名	〇〇 〇〇
	住 所	〒XXX-XXXX 東京都〇〇区〇〇一丁目〇番〇号
	電話・FAX	03-XXXX-XXXX
	E-mail	XXXX@XXXX.co.jp

※丸印

印

※基本契約は毎月1日付けでお願いしております

2. 申込内容

発電量調整供給の開始希望日 20XX 年 〇 月 〇 日

受電地点ごとの事項

申込内容	申込件数	
	受電地点	
地点の追加	〇	件
契約発電電力の変更		件
地点の削除	契約終了	件
	設備撤去	件
契約発電電力の拡大を伴わない 設備変更		件
その他の変更		件

※供給開始月の見込み件数を記載してください

※自己託送と記載してください

付記事項	自己託送
------	------

本申込書に準拠する一括送附基本書等は、発電量調整供給等の申込みおよび契約に際して提供した増強を、託送供給等を実施する目的以外に使用いたしません。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

東京電力パワーグリッド株式会社
ネットワークサービスセンター所長 殿

〇〇電力株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 印

発電者の承諾書の提出省略の取り扱いに関する同意書

受電地点の追加申込時に発電者の承諾書の提出を省略するにあたり、下記の取り扱いについて、予め同意いたします。

- 弊社と発電者間で締結する電力受給契約書等において、「託送供給等約款における発電者に関する規定を、発電者が遵守すること」について規定されていること。
- 弊社は、上記1について承諾を得た発電者側の担当窓口等に関する情報を、所定の様式により御社に報告すること。
- 御社が、1の証明として書面にて電力受給契約書等の提示を弊社に求めた場合には、弊社は御社に対し、当該受電地点の電力受給契約書等のうち、1の規定が確認できる箇所の写しを提出すること。
- 託送供給等約款にもとづく発電の制限または中止にともない発電者が損害（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第6条第3号トにおいて特定供給者が補償を要求することができることとされている場合の損害に限る。）を受けた場合、託送供給等約款にもとづき、当該損害に対する補償が行われることについて発電者が承諾すること。この場合の補償に係る振込先等について発電者は、弊社を通じて連絡すること。
- 託送供給等約款の規定における発電者に関する事項の遵守について、不履行が認められた場合の責任は、弊社に帰属すること。

以 上

赤枠内は必須項目です。グレーの部分は記載不要です（別紙不要）



承諾書の提出省略について

◆承諾書とは

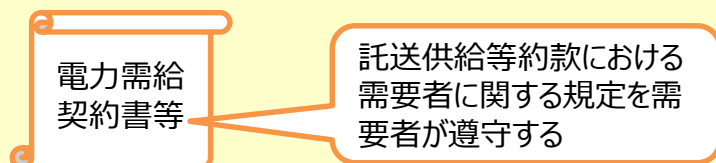
契約の要件として「契約者が、需要者に託送供給等約款における需要者に係る規定を遵守させること」および「需要者が託送供給等約款における需要者に係る規定を遵守する旨の承諾をすること」が規定されており、契約の申込み時に、承諾書を提出する必要があります。（発電者に係る承諾書の場合は、需要者を発電者、契約者を発電契約者と読み替えます）

◆承諾書の提出省略について

上記の承諾書提出に代わり、「承諾書の提出省略の取扱いに関する同意書」を予め提出していただくことで、承諾書の提出を省略することが可能となります。

◇承諾書の内容

- ①契約者（または発電契約者）と需要者（または発電者）間の需給契約書等で担保されていること



- ②契約申込み時に、接続供給契約（または発電量調整供給）の実施に必要な需要者（または発電者）情報の提供承諾があること



- ③電力需給契約書等の写しの提出
（一般送配電が提示を求めた場合のみ）



図：承諾書の内容



託送関連データ提供システム利用申請

「30分電力量」、「確定使用量」、「託送料金計算結果等」は託送関連データ提供システムにて提供いたします。新規契約者の方は、託送関連データ提供システム利用申請書のご提出が必要となります。

当社の託送関連データ提供システムを利用するには、三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社の託送業務システムのクライアント証明書を取得してユーザー登録をする必要があります。また、利用者情報が変わった場合には、電子証明書の再取得およびユーザー変更をする必要があります。さらに利用者がクライアント証明書を利用しなくなった場合には、利用者の削除をする必要があります。

<電子データ送付先>

託送関連データ提供システム利用申請
専用メールアドレス

nsc-takusoubp@tepcoco.jp

タイトル例：【登録】4/1迄（〇〇株式会社）

※押印済みPDFと電子データ（Excel）をお送りください。押印済み原本の郵送は不要です。

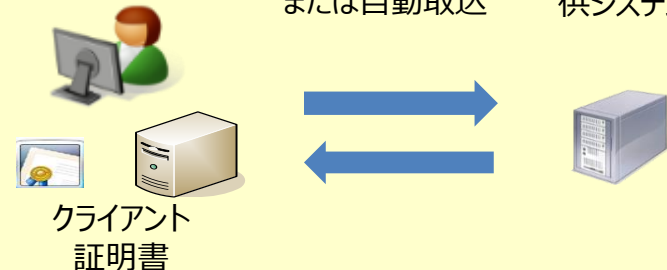
※クライアント証明書の登録完了後、託送システムのURLをご連絡いたします。

<参考リンク>

- ・広域機関HP：<https://www.occto.or.jp/occtosystem2/index.html>
- ・三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社HP：<http://www.eppcert.jp/occto/occto.html>

図：システム構成イメージ

契約者・発電契約者 手動（Web）または自動取込 託送関連データ提供システム

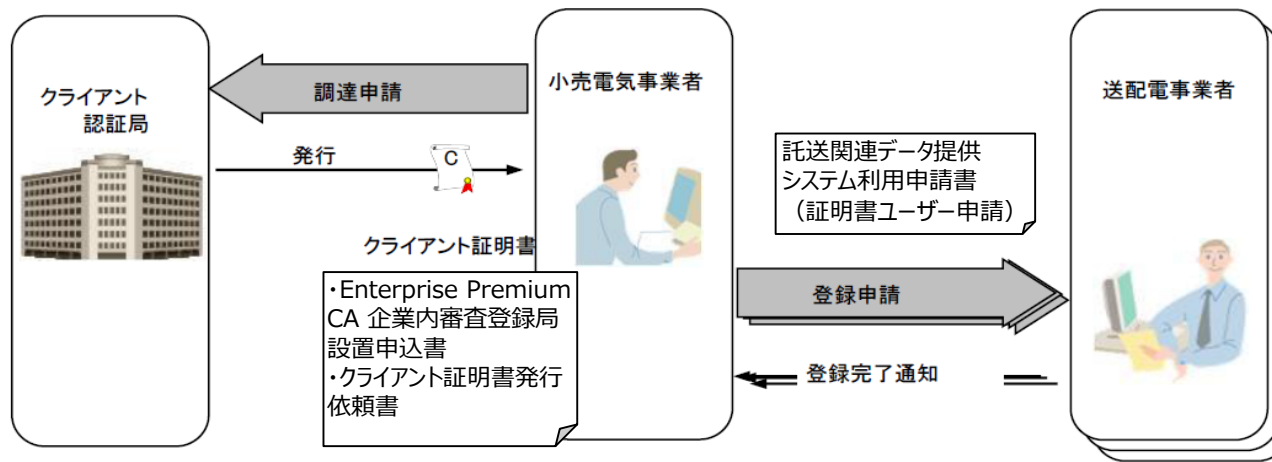


託送関連データ提供システム利用申請

○託送関連データ提供システムご利用手続きフロー

電子証明書の調達・登録申請（新規・更新）

-	実施者			処理内容
	利用者	送配電事業者	クライアント認証局	
STEP 1	○			<ul style="list-style-type: none"> ◆ 電力広域的運用推進機関が定める申込手順および三菱インフォメーションネットワーク株式会社「Enterprise Premium 電子証明書発行サービス」運用管理規定に従い、クライアント証明書を申請してください。 http://www.eppcert.jp/occto/occto.html
STEP 2			○	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 利用者へクライアント証明書が発行されます。
STEP 3	○			<ul style="list-style-type: none"> ◆ 対象となる一般送配電事業者へクライアント証明書の記載内容等を所定の様式で通知し、登録申請を行ってください。
STEP 4		○		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 登録完了後、その旨を利用者へメール等で通知します。一般送配電事業者によっては、2週間程度要する場合があるため、利用者は余裕をもって申込を行ってください。



小売電気事業者・一般送配電事業者間EDI共通規格

託送関連データ提供システム利用申請書（参考）利用手続きフローより抜粋



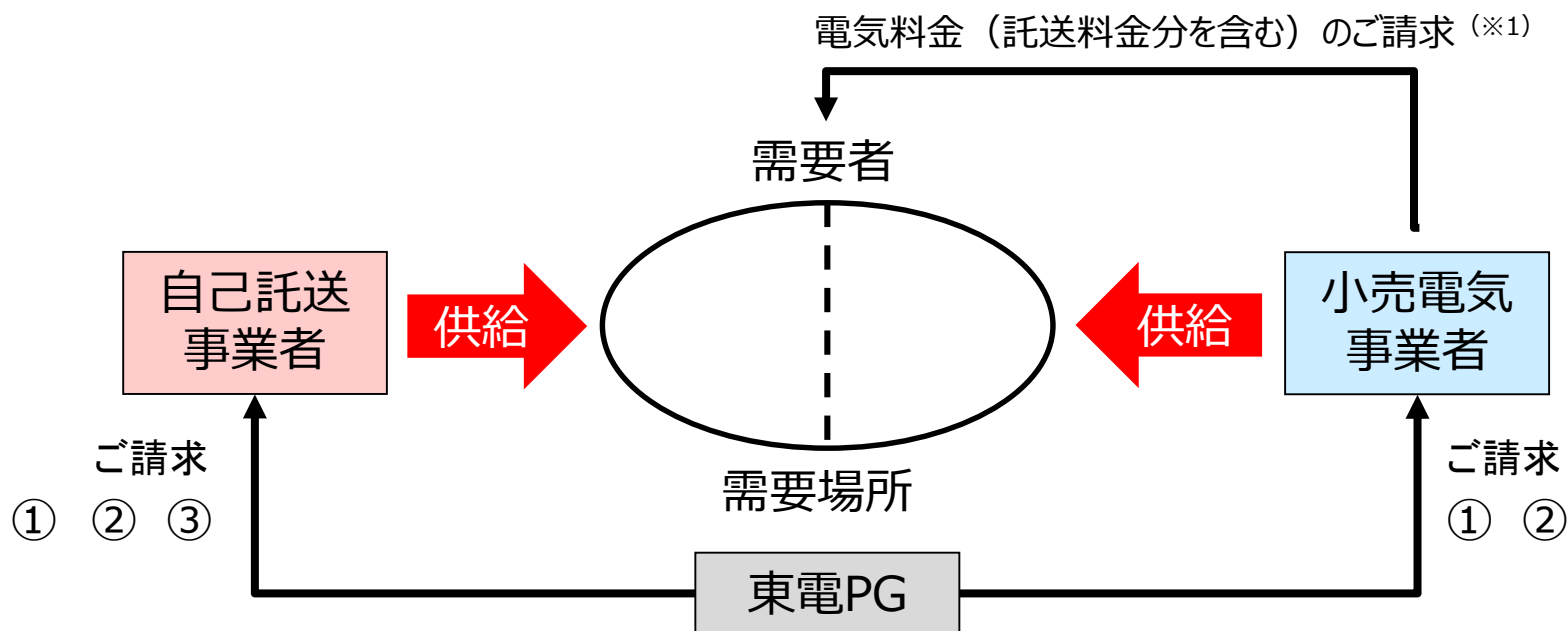
参考

需要場所へ自己託送と小売電気事業者で供給する場合について（1 / 2）

自己託送供給だけで需要を賄うことができない場合、資源エネルギー庁「部分供給に関する指針」でいうところの部分供給形態に準じた供給方法をとることができます。（以下、便宜上「部分供給」といいます）

○部分供給を行う場合の料金面について

ベース供給を自己託送，負荷追随供給を小売供給とした通告型部分供給の場合の一例。



① 託送料金

② インバランス料金 (需要側) (※2)

③ インバランス料金 (発電側)

(※1) 実際には小売り電気事業者と需要者との契約によります。

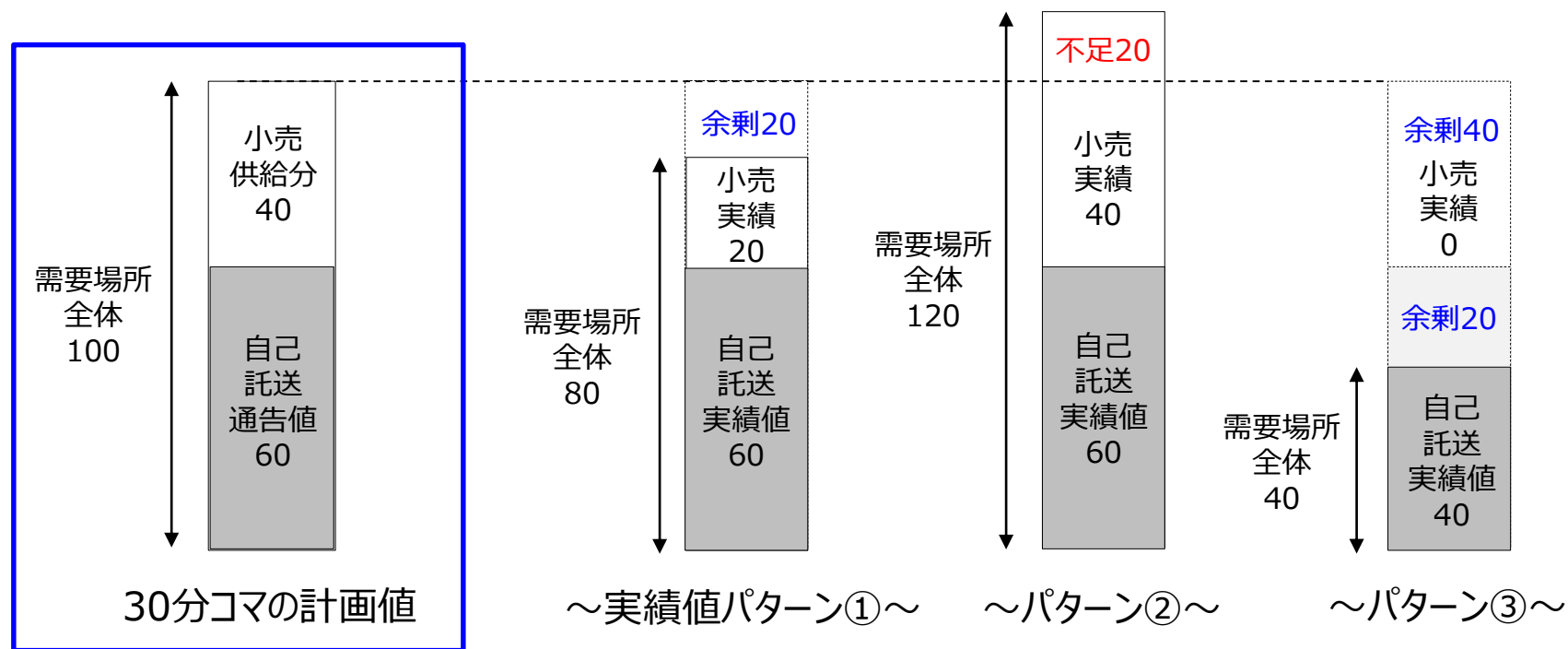
(※2) 通告型もしくは横切り型部分供給で自己託送がベース供給の場合、需要側のインバランスは基本的に負荷追随側（小売電気事業者側）で発生したものと考えますが、需要実績がベース供給（自己託送）の計画値よりも少なかった場合は、自己託送側にも需要インバランスが発生します。（27頁参照）



需要場所へ自己託送と小売電気事業者で供給する場合について（2 / 2）

○需要側インバランスについて

ベース供給を自己託送，負荷追随供給を小売供給とした通告型部分供給の場合の一例。



- 実績値パターン①…自己託送通告値60を自己託送実績値とする ⇒ 余剰インバランス20は小売側に発生
- 実績値パターン②…自己託送通告値60を自己託送実績値とする ⇒ 不足インバランス20は小売側に発生
- 実績値パターン③…全体実績値40は自己託送の実績値とする
⇒ 余剰インバランス40は小売側に発生。
余剰インバランス20は自己託送側に発生。



自己託送にかかる料金等について

○日程等別料金（託送料金）

- 需要場所の接続送電サービス料金メニューの契約電力に応じた基本料金（※） + 需要場所での使用量 × 単価
（※）**従量**接続送電サービスの場合、基本料金はありませぬ(自己託送のみ適用可能)

○接続対象計画差（発電量調整受電計画差）対応補給電力料金

- 接続対象計画差対応補給（余剰）電力料金（需要側インバランス料金）
- 発電量調整受電計画差対応補給（余剰）電力料金（発電側インバランス料金）
⇒インバランスが発生した場合に、月単位で計算いたします。（補給と余剰を相殺）

（このほか、当社系統運用上の理由等から、発電者に給電指令を行い、発電を制限あるいは中止したり、発電量調整供給を中止した場合等に、これにより不足した電気を当社が補給した分について給電指令時補給電力料金が発生する可能性があります）

詳細は、託送供給等約款または以下当社HPリンク先の「主要な料金」（託送料金表）をご参照願います。

●東京電力パワーグリッドHP「主要な料金」（託送料金表）

<https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/retailservice/pdf/ryoukin0406.pdf>

●東京電力パワーグリッドHP「インバランス料金単価」

<https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/retailservice/imbalance/index-j.html>



太陽光発電等のみによる自己託送について（計画値同時同量）

太陽光等の再生可能エネルギーによる発電設備のみで自己託送を行う場合、一般に、発電量が天候により大きく左右される変動電源であることから、下記のようなポイントで、計画値同時同量の達成方法について確認させていただきます。

○計画値同時同量の達成に関する確認ポイント

□ 発電側と需要側の同時同量達成方法について

- ✓ 需要側の負荷変動への対応方法

□ 発電量予測方法について

- ✓ 予測に用いるデータ項目、データ取得方法およびタイミング
- ✓ 予測発電量算定ロジック
- ✓ 発電予測タイミング
- ✓ システムを利用した予測の場合、機械学習により予測精度の向上有無。

□ バックアップ電源の存在について

- ✓ 悪天候時や夜間、発電設備点検時などに需要を賄うバックアップ（小売電気事業者による供給等）の存在有無。

□ 急な自然変動への対応について

- ✓ 当日、天候急変等により予測発電量に変更が生じた場合、すみやかに発電計画の変更を行う体制が整っているか。（人的、システムの）
- ✓ 夜間、休日でも計画変更に対応できる体制が整っているか。
- ✓ 自己託送事業者、小売電気事業者双方で上記体制が整っているか。

※内容はあくまで一例です



その他（留意事項等）

○契約電力等について

□ 自己託送の運用に関する協定書について（部分供給を行う場合）

- ✓ 各需要場所における自己託送側，小売電気事業者側それぞれの契約電力および最大需要電力等について，自己託送事業者様，小売電気事業者様と当社の3者で，需要場所ごとに協定書を締結いただきます。
- ✓ 需要地点のお申込みをいただきますと，高圧受付グループにて協定書締結まで対応させていただきます。
- ✓ 契約電力ほか協定書で定める事項についてご不明点等ございましたら，高圧受付グループまでお問合せください。（連絡先は32頁をご参照ください）

○留意事項

□ 低圧の発電設備が含まれる場合

- ✓ 発電設備に低圧のものが含まれる場合，当該低圧発電設備は**1発電バランシンググループ（以下「発電BG」）にしか属することができません**（※）。当該発電設備での発電分を自己託送の需要場所で使い切らないと，余りがそのまま余剰インバランスとなりますので，**需要量が常に発電量を上回っている必要**がございます。
（※）高圧以上の発電設備の場合は，複数の発電BG（例：自己託送BGと，小売電気事業者等のBG）に属することができますので，自己託送先の需要量に対して発電量が上回っていた場合でも，超過分を小売電気事業者等に売電することが可能です。
- ✓ 低圧と高圧以上の発電設備が混在する場合，需要量が少なくとも低圧の発電設備での発電量を常に上回っている必要があります。

□ 需要場所が低圧の場合

- ✓ **需要場所が低圧の場合は部分供給の形態をとることができません**。そのため，当該需要場所の需要は**常時自己託送の発電設備だけで賄う必要**がございます。
（設備点検時や事故停止時に備えバックアップの発電設備が必要）



参考リンク

- 資源エネルギー庁HP「自己託送制度及び自己託送に係る指針について」

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/zikotakusou/zikotakusou.html

- 資源エネルギー庁「部分供給に関する指針」

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/pdf/bubunyoukyuu_shishin.pdf

【東京電力パワーグリッドHP】

- 高圧（特別高圧）需要側申込み概要

<https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/retailservice/overview2.html>

- 低圧需要側申込み概要

<https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/retailservice/overview.html>

- 発電量調整供給契約の高圧・特別高圧発電側申込み概要

<https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/retailservice/flow/>

- 発電量調整供給契約の低圧発電側申込み概要

<https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/retailservice/renewable/>



要件別の問合せ一覧について

問い合わせ先：03-3509-1709（代表）

営業時間：月曜日～金曜日（休祭日を除く） 9:00～12:00 ・ 13:00～17:00

振分番号	アナウンス内容		対応グループ
	第一階層	第二階層	—
1	電気のご使用に関するお申込みに関するお問い合わせ	1 低圧について	低圧受付第一グループ
		2 高圧以上について	高圧受付グループ
2	発電（発電場所）に関するお問い合わせ	1 特別高圧について	特高連系グループ
		2 高圧について	高圧連系グループ
		3 低圧について	低圧連系 ・卸業務グループ
		4 卸供給について	
3	託送料金の請求や計算に関するお問い合わせ		託送運営グループ
4	基本契約，託送供給等約款に関する問い合わせ		託送契約グループ

